

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
取 得 財 産 価 額		人 6,648	千円 436,729,150
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		176	5,518,178
債 務 控 除 額		3,503	38,221,062
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		834	2,863,852
課 税 価 格	実	6,695	406,890,118
相 続 税 額	算 出 税 額	6,605	43,723,001
	2 割 加 算 額	500	500,275
	計	6,605	44,223,276
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	193	112,836
	配 偶 者	1,131	11,014,059
	未 成 年 者	82	31,897
	障 害 者	122	106,420
	相 次 相 続	311	360,443
	外 国 税 額	-	-
	計	1,747	11,625,656
差 引 税 額	実	5,735	32,597,620
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		53	450,338
小 計		5,725	32,147,282
農 地 等 納 税 猶 予 額		127	1,176,480
株 式 等 納 税 猶 予 額		7	51,747
申 告 納 税 額	納 付 税 額	5,695	30,972,292
	還 付 税 額	27	53,237
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		2,413	193,790,000

調査対象等： 平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

## (2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
平成17年分	6,901 人	442,280,596 千円	54,779,013 千円	17,426,282 千円	5,811 人	35,251,902 千円	2,432 人
平成18年分	6,483	405,865,291	47,063,718	14,509,269	5,468	31,078,854	2,290
平成19年分	6,791	413,267,205	46,273,046	13,236,571	5,718	31,395,838	2,400
平成20年分	6,530	434,558,359	60,652,938	20,374,228	5,495	38,804,568	2,380
平成21年分	6,695	406,890,118	44,223,276	11,625,656	5,695	30,972,292	2,413

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
鳥取	218	11,843,919	186	686,188	77
米子	142	8,388,363	119	432,484	52
倉吉	66	3,020,031	51	72,499	25
鳥取県計	426	23,252,313	356	1,191,171	154
松江	182	13,183,320	157	1,167,998	72
浜田	41	1,994,539	34	91,972	15
出雲	130	7,591,097	113	382,870	46
益田	42	1,699,669	38	69,854	14
石見大田	17	1,086,424	16	90,016	5
大東	X	X	X	X	4
西郷	X	X	X	X	2
島根県計	426	26,742,140	372	2,017,819	158
岡山東	324	19,572,314	290	1,506,739	110
岡山西	312	20,496,233	271	1,785,174	116
西大寺	92	5,052,221	70	265,710	33
瀬戸	46	2,245,068	37	85,095	17
児島	44	2,159,938	39	77,069	15
倉敷	547	30,816,279	460	1,961,475	191
玉島	79	5,027,398	67	316,153	31
津山	86	4,968,549	71	275,241	34
玉野	28	1,201,007	23	26,142	12
笠岡	89	4,310,164	79	220,788	28
高梁	14	563,301	13	33,212	3
新見	6	454,856	5	27,787	3
久世	29	1,907,888	22	140,061	13
岡山県計	1,696	98,775,216	1,447	6,720,646	606
広島東	253	20,838,922	219	2,580,642	89
広島南	148	9,143,320	125	782,583	57
広島西	379	27,870,850	318	3,229,789	142
広島北	458	28,199,537	395	2,128,742	159
呉	175	10,091,331	157	685,289	63
竹原	17	962,403	13	66,193	7
三原	79	4,473,771	69	315,369	29
尾道	160	9,126,135	142	641,856	53
福山	474	26,277,097	407	1,778,758	163
府中	97	5,109,028	80	268,448	36
三次	30	2,896,319	24	231,267	13
庄原	13	725,716	11	24,499	4
西条	150	9,412,832	124	679,426	54
廿日市	271	16,597,963	231	1,113,422	103
海田	226	12,725,272	175	811,250	86
吉田	22	1,221,121	18	61,768	7
広島県計	2,952	185,671,617	2,508	15,399,301	1,065
下関	231	16,411,483	196	1,669,911	81
宇部	107	6,277,128	94	415,333	42
山口	182	11,089,257	154	831,204	69
萩	67	2,986,358	56	139,482	23
徳山	178	9,077,463	155	580,681	58
防府	78	5,612,288	60	427,471	30
岩国	168	9,112,182	143	572,678	62
光	49	3,441,502	44	300,830	18
長門	39	1,791,172	35	80,610	12
柳井	56	4,341,363	45	445,747	20
厚狭	40	2,308,636	30	179,408	15
山口県計	1,195	72,448,832	1,012	5,643,355	430
総計	6,695	406,890,118	5,695	30,972,292	2,413

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

## (4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	人 6,695	千円 405,104,995	人 5,694	千円 30,652,398	人 2,412
	修正申告額による増差額	186	2,201,682	276	431,487	114
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	53 △	447,696	70 △	112,889	33
	決 定 額	1	31,137	1	1,296	1
	計	実 6,695	406,890,118	実 5,695	30,972,292	実 2,413
過 年 分	申 告 額	144	6,451,195	121	537,949	76
	修正申告額による増差額	1,114	13,884,618	1,614	3,013,364	623
	更正による増差額	5 △	-7,521	9	33,144	3
	更正等による減差額	203 △	891,964	247 △	274,545	127
	決 定 額	7	467,366	7	89,644	2
	計	実 1,441	19,903,694	実 1,951	3,399,556	実 733
合 計	申 告 額	6,839	411,556,190	5,815	31,190,347	2,488
	修正申告額による増差額	1,300	16,086,300	1,890	3,444,851	737
	更正による増差額	5	-7,521	9	33,144	3
	更正等による減差額	256 △	1,339,660	317 △	387,434	160
	決 定 額	8	498,503	8	90,940	3
	計	実 8,136	426,793,812	実 7,646	34,371,849	実 3,146

調査対象等： 「本年分」は平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成20年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成21年11月1日から平成22年6月30日までの間の申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を除く。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成19年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成21年7月1日から平成22年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。  
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	88	24,064	55	9,289	13	23,366
過 年 分	1,215	250,862	106	83,137	110	191,489
合 計	1,303	274,925	161	92,425	123	214,855

5 - 2 相続財産価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人の数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
1 億円以下	608	51,250,501	1,122,091	378,075	697,406	1,415
1 億円超	1,268	175,627,996	1,729,173	1,249,761	7,326,796	4,021
2 "	332	79,833,428	887,615	522,084	6,902,130	1,149
3 "	149	56,599,900	195,626	386,683	7,558,472	514
5 "	34	20,094,033	376,091	122,753	3,386,524	133
7 "	12	9,717,755	226,590	88,942	1,831,842	45
10 "	9	11,981,382	980,993	95,338	2,949,228	37
20 "	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	2,412	405,104,995	5,518,178	2,843,637	30,652,398	7,314

調査対象等： 平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	14	111	208	212	63	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	6	87	271	447	307	104	30	10	1	5	-	-
2 "	-	18	56	108	93	40	10	3	1	-	1	2
3 "	-	3	28	55	40	13	7	2	-	1	-	-
5 "	-	-	8	9	8	4	4	-	-	-	-	1
7 "	-	-	3	4	2	2	-	-	-	1	-	-
10 "	-	-	2	1	3	2	-	-	1	-	-	-
20 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	20	219	576	836	516	165	51	15	3	7	1	3

調査対象等： 平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	799	22,906,482
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	993	17,945,123
	宅地（借地権を含む。）	2,232	132,365,095
	山林	811	1,431,148
	その他の土地	796	13,981,380
	計	2,281	188,629,228
家屋、構築物		2,186	24,981,963
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	374	548,363
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	69	113,760
	売掛金	101	488,729
	その他の財産	195	1,102,296
	計	519	2,253,149
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	507	15,506,942
	同上以外の株式及び出資	1,588	16,515,972
	公債及び社債	634	11,170,920
	投資・貸付信託受益証券	764	12,076,216
	計	1,949	55,270,050
現金、預貯金等		2,395	109,983,503
家庭用財産		1,592	777,852
その他の財産	生命保険金等	584	18,672,768
	退職金及び功労金等	175	7,655,124
	立木	154	266,903
	その他	2,098	26,436,956
	計	2,169	53,031,751
合計		2,403	434,927,496
相続時精算課税適用財産価額		140	5,518,178
債務		2,143	33,586,998
葬式費用		2,362	4,597,318
計		2,391	38,184,316
差引純資産価額		2,406	402,261,358
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		482	2,843,637
課税価額		2,412	405,104,995

調査対象等： 平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。